

北海道総務部財政局税務課「宿泊税に関するお知らせ/教育・保育関係の皆様へ」より抜粋

■ 北海道宿泊税に係る課税免除対象について（その1）

（北海道宿泊税条例第4条第1項）

「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している児童、生徒、学生及び引率者」で、具体的には下表のとおり。

法律	条文	学校、施設の種類	対象となる行事	対象となる者
学校教育法	1条	幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）	幼稚園教育要領において定める指導計画に基づく宿泊を伴う行事	・参加している児童、生徒、学生及び引率者（※）
	1条	小学校	小学校学習指導要領に定める「遠足・集団宿泊的行事」	
	1条	中学校	中学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	義務教育学校	小学校学習指導要領に定める「遠足・集団宿泊的行事」及び中学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	高等学校	高等学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	中等教育学校	中学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」及び高等学校学習指導要領に定める「旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	特別支援学校	特別支援学校幼稚部教育要領において定める指導計画に基づく宿泊を伴う行事及び各部学習指導要領に定める「遠足・旅行・集団宿泊的行事」	
	1条	高等専門学校	高等専門学校設置基準に定める教育課程の編成に基づく宿泊を伴う行事	

※引率者とは、引率を行う学校等の関係者や、介助等を必要とする参加者の対応を行う看護師及び保護者等で、添乗員やカメラマンなどは該当しません。

3

■ 北海道宿泊税の課税免除に係るQ&A

※北海道宿泊税に係るQ & Aより抜粋

Q1.部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。

A1.部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領に定める学校・学年単位で行われる「旅行・集団宿泊的行事」であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など、学年、学校全体で実施される行事によって宿泊している場合です。

Q2.スポーツ大会、合宿は課税免除の対象ですか。

A2.修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行についてのみ課税免除としているため、スポーツ大会、合宿は課税免除の対象とはなりません。
なお、スポーツ大会や合宿については、宿泊税による使途の中で支援策を検討していきます。

※函館市についてはスポーツ等の大会参加（合宿を除く）に係る課税免除制度がありますので、詳細は函館市ホームページをご確認ください。

Q3.修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。

A3.修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

Q4.修学旅行等の引率者は課税対象ですか。

A4.児童、生徒等の引率を行う学校等の関係者、心身の障がい等により介助等を必要とする児童、生徒等の対応を行う看護師や保護者等は課税免除となります。なお、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは課税免除の対象とはなりません。

5